

官報

号外 昭和三十六年四月一日

○第三十八回 参議院會議録第十八号

昭和三十六年四月一日(土曜日)

午前五時五十五分開議

議事日程 第十七号

昭和三十六年四月一日

午前一時 本会議

第一 昭和三十六年度一般会計予算

第二 昭和三十六年度特別会計予算

第三 昭和三十六年度政府関係機関予算

○本日の会議に付した案件

一、請願の件

一、日程第一 昭和三十六年度一般会計予算

一、日程第二 昭和三十六年度特別会計予算

一、日程第三 昭和三十六年度政府関係機関予算

○議長(松野國平君) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

去る三月三十一日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

昭和三十六年四月一日 参議院會議録第十八号 議長の報告

内閣委員
大泉 寛三君
小柳 牧衛君

地方行政委員
仲原 善一君

農林水産委員
河野 謙三君

同
重政 庸徳君

建設委員
後藤 義隆君

同
東 隆君

予算委員
辻 政信君

同
竹中 恒夫君

議院運営委員
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員
仲原 善一君

地方行政委員
河野 謙三君

農林水産委員
大泉 寛三君

同
小柳 牧衛君

同
後藤 義隆君

建設委員
重政 庸徳君

予算委員
曾根 益君

同
竹中 恒夫君

議院運営委員
北條 篤八君

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。

労働省設置法の一部を改正する法律案

農林省設置法の一部を改正する法律案

厚生省設置法の一部を改正する法律案

内閣委員会に付託

通商に関する一方日本国と他方オランダ王国及びベルギー・ルクセンブルグ経済同盟との間の協定の締結について承認を求めるの件

外務委員会に付託

同日左の内閣提出案を衆議院に送付した。

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案

同日議長は、左の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

農業基本法案(天田勝正君外二名発議)

同日衆議院送付の左の内閣提出案を衆議院に回付した。

租税特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第二三八号)

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律案

郵便貯金法の一部を改正する法律案

簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案

揮発油税法の一部を改正する法律案

地方道路税法の一部を改正する法律案

国立学校設置法の一部を改正する法律案

所得税法の一部を改正する法律案

法人税法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第二四号)

物品税法等の一部を改正する法律案

郵便貯金特別会計法の一部を改正する法律案

沖繩における模範農場に必要な物品及び本邦と沖繩との間の電気通信に必要な電気通信設備の譲与に関する法律案

運輸省設置法の一部を改正する法律案

通商産業省設置法の一部を改正する法律案

機械工業振興臨時措置法の一部を改正する法律案

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案

揮発油税法の一部を改正する法律案

地方道路税法の一部を改正する法律案

国立学校設置法の一部を改正する法律案

所得税法の一部を改正する法律案

法人税法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第二四号)

物品税法等の一部を改正する法律案

郵便貯金特別会計法の一部を改正する法律案

沖繩における模範農場に必要な物品及び本邦と沖繩との間の電気通信に必要な電気通信設備の譲与に関する法律案

運輸省設置法の一部を改正する法律案

通商産業省設置法の一部を改正する法律案

機械工業振興臨時措置法の一部を改正する法律案

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

揮発油税法の一部を改正する法律案

地方道路税法の一部を改正する法律案

同日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律の一部を改正する法律案

同日衆議院から、本院の回付した左の内閣提出案は、同院において本院の修正に同意した旨の通知書を受領した。

租税特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第二三八号)

同日議長から内閣総理大臣宛左の決議を送付した。

炭鉱災害防止に関する決議

同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律案

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律の一部を改正する法律案

郵便貯金法の一部を改正する法律案

簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案

揮発油税法の一部を改正する法律案

地方道路税法の一部を改正する法律案

同日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律の一部を改正する法律案

同日衆議院から、本院の回付した左の内閣提出案は、同院において本院の修正に同意した旨の通知書を受領した。

租税特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第二三八号)

同日議長から内閣総理大臣宛左の決議を送付した。

炭鉱災害防止に関する決議

同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

昭和三十六年四月一日 参議院會議第十八号 會議 議案の件 昭和三十六年度一般会計予算外二件

四四四

国立学校設置法の一部を改正する法律

所得税法の一部を改正する法律

法人税法の一部を改正する法律

租税特別措置法の一部を改正する法律

物品税法の一部を改正する法律

郵便貯金特別会計法の一部を改正する法律

沖繩における模範農場に必要な物品及び本邦と沖繩との間の電気通信に必要な電気通信設備の譲与に関する法律

運輸省設置法の一部を改正する法律

通商産業省設置法の一部を改正する法律

機械工業振興臨時措置法の一部を改正する法律

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律

農業協同組合併助成法

同日国会において承認することを議決した左の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

公営住宅法第六條第三項の規定に基づき、承認を求めるの件

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

租税特別措置法の一部を改正する法律

本日委員長から左の報告書が提出された。

昭和三十六年度一般会計予算、昭和三十六年度特別会計予算及び昭和三十六年度政府関係機関予算可決報告書

○議長(松野鶴平君) これより本日の會議を開きます。

この際、お諮りいたします。海外旅行のため、青木一男君から来たる四日から十二日間、辻政信君から同じく四日から十四日間の請假の申し出がございました。いずれも許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。よつていずれも許可することに決しました。

○議長(松野鶴平君) 日程第一、昭和三十六年度一般会計予算、

日程第二、昭和三十六年度特別会計予算、

日程第三、昭和三十六年度政府関係機関予算、

以上三案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。予算委員長館哲二君。

〔審査報告書は都合により第二十一号末尾に掲載〕

昭和三十六年度一般会計予算
右は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十六年三月五日

衆議院議長 清瀬 一郎
参議院議長 松野鶴平君

〔審査報告書は都合により第二十一号末尾に掲載〕

昭和三十六年度特別会計予算
右は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十六年三月五日

衆議院議長 清瀬 一郎
参議院議長 松野鶴平君

〔審査報告書は都合により第二十一号末尾に掲載〕

昭和三十六年度政府関係機関予算
右は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十六年三月五日

衆議院議長 清瀬 一郎
参議院議長 松野鶴平君

〔館哲二君登壇、拍手〕

○館哲二君 ただいま議題となりました昭和三十六年度予算三案の委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

昭和三十六年度予算は、内外の諸情勢に十分留意しつつ、健全財政のもとに、国民所得増進計画の初年度として必要なものものの施策を推進すること

を基本方針とし、減税、社会保障及び公共投資を最重点として編成されたものであります。一般会計予算の総額は一兆九千五百二十七億円で、前年度当初予算に比較いたしますれば三千八百三十一億円の増加であります。

また、国民所得に対する割合は一五・三％でありまして、前年度当初予算の一五・〇％に比し、前年度の最終予算の一五・四％に比較いたしますればやや低く相なっております。財政投融資計画の総額は七千二百九十二億円であります。前年度当初計画に對しまして千三百五十一億円の増加となっております。また、特別会計予算及び政府関係機関予算も右に準じて編成されております。これら各予算の細部につきましては、すでに本會議において、るる説明がありましたので、時間の関係上省略させていただきます。

これら予算三案は、一月二十八日に国会に提出され、三月五日に衆議院から送付を受けたものであります。委員会といたしましては、すでに二月二日に大蔵大臣から提案理由の説明を聴取し、三月六日から本審査に入り、その間二日間にはわかつて公聴会を、また四日間にはわかつて分科会を開くなど、慎重に審議を続けて参りました。

しかるところ、昨三十一日阿具根委員から炭鉱災害防止に関する決議案が動議として提出され、全会一致をもって可決されたのであります。その案文及び政府の発言の要旨は最後に申し上げることとしたとして、以下、予算委員会における質疑応答のうち、主として予算に直接関連する若干の点について、その要旨を御報告申し上げます。

まず、予算編成の前提となつてゐる内外の経済見通しにつきましては、最近数カ月の国際収支、総合収支は赤字であるとしても、經常収支は二カ月も続いて一億ドルに近い赤字であり、このようなことは明らかに基調の変化と見るべきではないか。外貨準備二十億ドルの大部分は短期資本などで不安定のものである。このような經常収支悪化の原因は、政府の世界経済に対する見通しの甘さ、高度成長政

で、時間の関係上省略させていただきます。

これら予算三案は、一月二十八日に国会に提出され、三月五日に衆議院から送付を受けたものであります。委員会といたしましては、すでに二月二日に大蔵大臣から提案理由の説明を聴取し、三月六日から本審査に入り、その間二日間にはわかつて公聴会を、また四日間にはわかつて分科会を開くなど、慎重に審議を続けて参りました。

しかるところ、昨三十一日阿具根委員から炭鉱災害防止に関する決議案が動議として提出され、全会一致をもって可決されたのであります。その案文及び政府の発言の要旨は最後に申し上げることとしたとして、以下、予算委員会における質疑応答のうち、主として予算に直接関連する若干の点について、その要旨を御報告申し上げます。

まず、予算編成の前提となつてゐる内外の経済見通しにつきましては、最近数カ月の国際収支、総合収支は赤字であるとしても、經常収支は二カ月も続いて一億ドルに近い赤字であり、このようなことは明らかに基調の変化と見るべきではないか。外貨準備二十億ドルの大部分は短期資本などで不安定のものである。このような經常収支悪化の原因は、政府の世界経済に対する見通しの甘さ、高度成長政

策にあるのではない。下半期以降黒字にならない場合でも高度成長政策を続けるつもりか。政府はもっと広く輸出増進について打開策を講ずべきで、

中共貿易についても、これまでのような消極的な態度を捨てて、さらに前向きな方法で対処する必要があるのではないか」などの質疑がありましたが、これに對しましては、總理、外務及び大蔵の各大臣から、「最近の國際収支は、經常収支は一月が九千九百萬ドルの赤字、二月は九千三百萬ドルの赤字で、三十五年は經常収支の黒字の見込みが若干赤字になることが予想されるが、總合収支では六億ドルを相当上回る黒字となる見込みである。經常収支赤字の原因には、輸出の一時的な伸び悩みと輸入の政策的配慮などによる増加があり、不健全な要素が含まれていないし、下半期に世界景気の回復と相俟つて輸出政策を本格化し、設備投資などの行き過ぎを抑制すれば、三十五年の國際収支二億ドルの黒字確保は心配ない。短期資本の流入を一がい不安視するのは間違ひであり、外貨準備が一時期二十億ドルを切つても、長期的な観点に立つて経済を伸ばしていきたい。輸出増進策については、今後極力努力したい。日中貿易については、協定が政府對政府という形でない限りは推進していききたいと思つており、日中輸出入組合あるいはジェトロを通じて政府が補助するという形で

きるならということ、前向きに對処したいと考えている」旨の答弁がありました。

また、對日援助の返済問題につきましては、政府は近く對米折衝を始めようであるが、一俣債務と心得ている根拠は何か。阿波丸債權處理の際の吉田・シーボルト了解で債務と確認したのは、借款及び信用についてだけではなかつたのか。米國商務省發行の文書にも、援助を贈与と借款に分け、ガリオアは贈与と書いてある。従つて返済義務のあるものだけを交渉の對象とするのはよいのではないか。また返済義務のあるものについても、日本は、戦後の困難な經濟の中から四十七億ドルにも相當する終戦處理費を負担していることを考えれば、これを償つてもありであるのではないか。また差し引きはできないとしても、その中から占領目的以外に使われた部分あるいは南朝鮮貿易による債權四千七百五十萬ドル等は政治的な話し合ひの對象とすべきではないか。また、その金を米國へ返すかわりに、低開發國の援助資金として日本が分担する分に充てることが認められないものか」などの質疑がありましたが、これに對しましては、總理及び外務大臣から、「債務と心得ている根拠は、援助物資受領の際の文書、米國政府關係者の國會における証言、阿波丸債權處理に際しての吉田・シーボルト了解などである。債務の額について

は、受領証の一々について精細にわたる検討中であり、従つて援助を全部債務と心得ているわけではない。終戦處理費をそれと相殺することは權利として主張はできないと思ふが、本来の目的以外に使われたもの、あるいは南朝鮮貿易に伴う對米請求權などは當然考慮してもらふべきものと考えている。低開發國の援助の分担保に回し得るかどうかの点については、慎重に検討の上對処したい」旨の答弁がありました。

三十六年度予算と所得倍増計画との關係につきましては、「三十六年度予算は、所得倍増計画の第一年度の予算として高度成長政策をとっているが、三十六年度の生産能力の増加は、前年度における設備投資の増加額から推計すれば、總需要に對し約三千億円の過剩となり、生産過剩恐慌の危険がある。しかも政府は、金利の引き下げなど設備投資を刺激するような政策をとっているが、三十六年度の設備投資は政府の見通しをこえて三兆五、六千億圓ぐらゐになるのではないか。これは自由企業をもととした計画からくる矛盾で、このような事態をなくすためには、資金水準の大幅な引き上げを中心とした消費の増大が必要ではないか。また格差の是正については、所得倍増計画では産業立地計画がいわゆるベルト地帯が重点になつており、開發に對する考え方も各省まちまちで、地方格差は拡大せざるを得ない状況になつて

いる。また、減税、社會保障も後退しており、各種格差は拡大するばかりではないか」などの質疑がありましたが、これに對しましては、總理、大蔵及び經濟企画庁長官から、「民間財界が日本經濟の發展に確信を持つてきたので、設備投資が拡大する勢いのあることは認めるが、設備投資の膨張にもおのずから限度があるので、今後とも所得倍増計画を道しるべとして、行き過ぎのないよう努力していきたい。金利引き下げは國際競争力強化のためのものであり、投資を刺激するためのものではなく、特に過剩生産恐慌の起こる心配はないと考える。地域間の所得格差の是正に對しては、地方交付税の配分方法の改善、また後進県に對する公共事業補助率の引き上げなどにより努力しており、階層間の格差是正に對しては、成長政策による所得の調整と、減税、社會保障の強化などによつて努力している」旨の答弁がございました。

社會保障關係費につきましては、「生活保護基準の引き上げを二六%から一八%に後退したのか。また医療費の引き上げは、予算を組んだあとで、一〇%以上の引き上げということとで与党と医師會の間で妥結したが、七十四億というより予算のワケ内で納まらない場合は補正予算を組むのか」といふような質疑に對しまして、總理並びに關係各大臣から、「生活保護基準

の引き上げは、民間の賃金、失對賃金、補助職員の手給などとの均衡上一八%にとどめざるを得なかつたが、一方、勤勞控除の大幅引き上げ、期末手当、住宅、教育扶助などにより、實質上二〇%の引き上げとなつてゐる。引き上げ率が低位にとどまつたのは遺憾であるが、國民全体の所得向上のうちに段階的に解決するよりはかたはない。医療費の問題は特殊な事態でやむを得なかつた。引き上げの内容についてはこの予算の範圍内で措置されると思ふが、ワケをこえる場合は財政措置が必要となる」旨の答弁がございました。

農業問題につきましては、「政府は、農業と他産業との所得格差を縮める方法の一つとして生産の増加を考えているが、投下資本の量に對し収益が極端に少ない農業においては、所得を均衡させ得るような総合的な價格體系を先行させなければ、總體規模の拡大もできないし、従つて所得の均衡もできないのではないか。農業基本法で言う農産物の價格の安定とはいかなる價格水準であるか」などの質疑がありましたが、これに對しましては、農林大臣から、「農業の生産性を上げるためには、資本、技術等、あらゆる面から近代化を進め、同時に、需要に見合った生産を行なうより長期の見通しに立つて指導していくことを第一に考えており、なおかつ、避けられないところの自由化などに對しては、保護政策を講じてい

く。従つて価格支持は最後である。全農産物を生産費及び所得補償方式のような形で支持することは不可能であるが、最終的に農民に不利不安を与えないような合理的な価格を個別に考えていきたい」旨の答弁がありました。

国鉄運賃及びガソリン税率の引き上げなどの物価に及ぼす影響につきましても、「国鉄運賃の値上げを中心とする公共料金の引き上げは、物価値上げのもとをなしていると思うがどうか。消費者物価の上昇率は一・一％の程度にとどまらないのではないか。物価抑制に對して今後どう対処するつもりか。

国鉄運賃及びガソリン税率の引き上げは他に方法がなかったのか」などの質疑がありました。これに對しましては、経済企画庁長官から、「貨物運賃の値上げは、過去の経験から見ても卸売物価に對する影響はなく、消費者物価に對する影響は〇・一％であるので、消費者物価の上昇率は政府見通しに大きな狂いはないと思う。最近の値上げの中で、季節的要因によるものは別として、需給の不均衡となつてはいる木材や乳製品などの値上げに對しては、緊急輸入により対処している。公共料金は当分値上げを認めない方針である」という答弁がありました。運輸大臣及び

国鉄總裁からは、「運賃値上げは、新しい五カ年計画の建設資金に充てるためであるが、一般会計から支出するのは、本年度から新線建設費の利子補給

なども認められており、借入金も大限度にきていますので、やむを得ない程度の運賃引き上げを行なつた」旨、また、建設大臣から、「道路整備計画はガソリン税という特定財源をもつて充てる建前になつていて、各国の例を参考にし、物価などのはね返りの少ない程度の引き上げを行なつた」旨の答弁がありました。

さらに造船問題につきましては、「年間約五十万トンぐらいの建造目標で、どうして所得増計画における十年間九百七十万トンの建造ができるか。所得増計画は海運関係の国際収支悪化によつて行き詰まるのではないかと」の質疑がありました。運輸、大蔵、経済企画庁の各大臣から、「本年度の五十万トンは、海運業の現状から、償却前利益の建造方式をとつて決定したが、本年度の建造量は何としても少な過ぎる」といふので、関係各省協議中であり、それに伴つて金融などについても検討していきたい」旨の答弁がありました。

公共事業関係費につきましては、「三十六年度の公共事業関係費は、道路計画などを初めとして膨大な額を予算に組んであるが、その具体的な内容や地域別配分はどうか。水資源開発公団の計画はどうなつたか。また、資材、労賃の高騰、用地の取得難、建設技能者の不足等の現状で、はたして消化できるか」などの質疑がありました。建

設、労働の各大臣から、「工事能力については、公共用地取得制度の改正、機械化の促進等により十分發揮できるものと考へており、資材等に若干の値上がりはあつても消化できる。建設関係技能者の不足に對しては、本年度は三万二千六百名の訓練を行なう予定であり、また建設技能者の養成を目的とした専門の職業訓練所も二カ所設置することになつていて、道路については、五カ年以内に一級国道の全部及び二級国道の半分程度の改修補装を行なうことになつており、今年度予算の使用方法については、予算成立後、閣議決定に付して明らかにしたい。水資源開発公団については予算に間に合はなかつたが、慎重に検討中である」旨の答弁がありました。

最後に、歳入ないし減税の問題について申し上げますが、これにつきましては、「三十五年度第二次補正後の増収の最終見積額はどのくらいか。三十六年度の自然増収額は三千九百三十億円となつていて、非常に過小見積りであることは明らかである。税制調査会の答申案作成当時より自然増収額が若干はたしくふえていることから考えれば、純減税額六百四十七億円は少な過ぎはしないか」等の質疑がありました。大蔵大臣から、「これに對しましては、総理、大蔵各大臣から、三十五年度の自然増収については八百億円程度の増収が期待できると思うが、これは経済が予想以

上に伸びたためであり、三十六年度は三十五年度のようなことはないと思ふ。減税については大蔵税制調査会の答申通り実施したが、予想以上の増収分は社会保障費に回した」旨の答弁がありました。

このほか、国連外交、日ソ、日韓問題、また防衛、地方財政、あるいは文教政策、労働災害対策、仲裁裁定実施に伴う財政措置などにつきまして熱心な質疑が行なわれましたが、その詳細は會議録によつて御承知を願ひたいと存じます。

かくて、本日もちまして質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して阿具根委員が反対、自由民主党を代表して平島委員が賛成、民主社会党を代表して松浦委員が反対、参議院同志会を代表して森委員が賛成、日本共産党を代表して岩間委員が反対の旨、それぞれ意見を述べられました。

討論を終局し、採決の結果、昭和三十六年度予算三案は多数をもつて可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会において可決された決議及び政府の発言は次の通りであります。

炭鉱災害防止に関する決議
本日参議院において炭鉱災害防止に關し決議が行なわれたので、あるが、右決議に基く施策については、十分なる予算上、資金上の配慮を必

要と認める。よつて政府は出来得る限り今国会中に予算上資金上の措置につき万全を期すべきである。
右決議する。
右の決議に對して大蔵大臣から、「ただいまの決議の趣旨に即してできる限りすみやかに予算上資金上の配慮をする考へである。またその内容については現地調査の結果に基づいて措置するが、通産省から三十四億円の要求が出ていますので、熱意をもつて対処したい」旨の発言がありました。

以上御報告申し上げます。(拍手)
○議長(松野鶴平君) 三案に對し、討論の通告がございます。順次発言を許します。阿具根君。

「阿具根君登壇、拍手」
○阿具根君 私は日本社会党を代表いたしました。ただいま議題となつております昭和三十六年度一般会計予算等三案に對しまして、反対の討論をいたしたいと思ふのであります。

昭和三十六年度予算は、池田内閣として組んだ最初の本予算で、政府は、所得増計画の第一年度予算であるとか、公約満腹予算とか、超デラックス予算とか、そのほかいろいろな言葉で自画自賛されているのであります。私は、以下次の諸点より、本予算の不当であることを指摘して参りたいと思ふ。

その第一は、本予算の持つ過度の刺激性と日本経済の置かれてある内外の

情勢についての政府の誤れる見解について。

第二は、高度成長政策と物価の矛盾について。

第三は、予算の配分の不当、特に社会保障費の後退について。

第四は、公共投資と所得格差解消について。

第五は、歳入見積りとの不当と減税について。

第六は、防衛費を初め治安関係諸費の不当なる膨張について。

最後に、予算編成過程における与党及び圧力団体の不当なる干渉についてであります。

まず第一の点であります。昭和三十六年度の一般会計予算規模は、政府は一兆九千五百二十七億円で申しておりますが、われわれは前二回の補正審議の際に明らかにしたように、このうちには明白に三十六年度の歳出となるものを含めており、これを合計した予算規模は一兆九千八百八十四億円であり、前年度当初予算対比四千八百八十八億円の増となっております。

この伸び率は二六・七％となり、政府の予想する国民総生産の伸び率を三倍も上回るものであります。また財政投融資計画も大幅な増加で、七千二百九十二億円を示し、さらに国家財政の膨張に伴う地方財政計画も一兆九千二百二十六億円という膨大なものとなり、財政の規模といった場合は、一般会計、財

政投融資計画、地方財政計画を通じ、重複分を除いた純計額で論ずべきであり、これを計算してみますと、実に三兆六千四百二十七億円となります。

しかし、前年度も同様の計算をしてみますと二兆九千四百七十七億円で、七千二百九十億円の空前的膨張を見たわけであり、この膨張が発表されました。

財政の前途に危惧の念を表明いたしました。すでに燃熱期にある日本の景気の上、さらに刺激的な膨大予算を

実施することによって起こる結果は、産業界の投資意欲を一そりかき立て、無謀なる生産拡張に走らせ、機械設備の輸入や原材料の輸入がふえ、物価は騰貴し、輸出意欲は減退することを憂慮したのであります。

これら憂慮された現象は、まだ予算を実施する以前の今日、すでに現実となつてきておるのであります。民間設備投資の額は、三十五年度で政府が予想した二兆八千五百億円を上回り、おそらく三兆二千億円に迫ろうとしており、三十六年度は三兆五千億円あるいは三兆七千億円という勢いを示しております。

これを反映して、国際収支の経常勘定が、一月九千九百万ドル、二月九千三百百万ドルと、連続大幅の赤字を現出しております。

政府はこの逆調を単なる季節的なものであると過小視せんとしておりますが、参議院の予算委員会に出席された山際日銀総裁の言によりまして、

経常収支の赤字化の原因は、輸出の停滞と過度の投資を原因とする輸入の高水準にあるとし、事態をはなはだ重要視しておるのであります。

輸出の停滞についても政府の見通しの甘さを指摘しなければなりません。

池田首相は、高度成長政策を公約された後、重大化した、米国の経済恐慌、ドル危機とその防衛政策の影響についてもきわめて楽観的であり、日本経済に対する影響は少ないという見解を発表してきたのであります。

しかし、事実はきわめて重大で、かりに、この春をもつて米国景気の悪化が食い止められ、立ち直りに向かったとしても、対米貿易の急速な好転化は望み得ず、他方、米国のドル支出削減政策の影響による世界の各市場の景気下向に加え、米国自体が今後三十億ドル目標に輸出増進策を打ち出しており、これは日本の輸出に大きな圧力となることは明らかであります。

しかも、池田首相の考え方は、下村樗想といえますか、輸入依存度を小さく見て、従つて、輸出の重要性が過小に評価されておられ、池田内閣には積極的な輸出振興政策がないと評されてきたのであります。

中共貿易の打開について、口では前向きな姿勢と申されますが、実質は、岸内閣の中共警戒の静観主義と何ら変わるものがないのであります。

以上申し上げましたように、池田内閣のこの積極財政にからむ輸出・金融政策は、いたすらに高度成長

政策にこだわりの、日本経済の前途を重大な混乱に巻き込むものであると断ぜざるを得ません。

さらに昭和三十一年度に入りまして、生産力に対する最終消費の不足という生産過剰恐慌が発生する危険のあることは、さきにわが党の木村委員が数字的に指摘した通りであります。

われわれは、このような事態の発生は、全く池田首相を初めとする政府当局の責任であることを強く指摘いたしておきます。

第二点目は物価の問題であります。われわれは、政府の所得倍増計画が発表されましたとき、それがいかなる物価水準を前提として立案されてあるかに深甚の興味をもつて検討をいたしましたのであります。

そのどこにも物価がどうなるかを示してありません。物的生産がかりに政府の言う通り増加するといはしても、その間に物価が上れば、実質所得は上がらないことは言うまでもありません。

政府は、昨年の秋の総選挙に臨むにあたり、公共料金は上げない、消費物価の安定に努力すると公約し、あたかも所得倍増計画が物価騰貴を伴わずして実現し得るような幻想を国民の間にまき散らしました。

しかるに、総選挙が終わり、予算編成期に入ると、突如として、国鉄運賃の引き上げや郵便料金の引き上げ、社会保険医療費の引き上げ、そしてガソリン軽油税率の引き上げ等々を続々と発表し、この政府の態度を眺めて、電

力、私鉄、水道料金、ガス料金その他消費物資、サービス料金が一齐に値上げの態勢となりました。

これこそ資本主義下の所得倍増計画の本質的矛盾を示すものにはかならぬものであり、政府は、世論の反響に驚き、ろうばいして、いわゆる物価対策なるものを打ち出したのであります。

しかし、政府みずから物価引き上げの範を示しながら、民間の価格料金の引き上げ要求を長く抑え切れるものでは断じてありません。

政府が真に価格安定を実施しようとする決意があるならば、政府事業の料金値上げは、一般会計の負担においてこれを抑制すべきであります。

政府事業の料金引き上げは、民間に率先すべきではなく、民間のあとから最小限の引き上げにとどめる努力こそ必要とされるのであります。

政府の言い分では、農産物やサービス料金の値上がりは所得均衡上やむを得ないのだと聞こえますが、それならば、他に積極的な物価を下げる政策がなければ、物価の安定はあり得ないことにな

ります。物価を引き下げ得るものは、政府の専売品、高率の消費税や物品税を課しているもの、カルテルを結んで独占価格の低下をはばんでいるもの等

であります。それらについて池田内閣は何らの考慮を払おうとはしておりません。

この態度こそ、池田内閣が国民大衆の中に立っているか、一握りの独占資本の利益擁護の立場に立っている

るかを、明白に語るものであると信じます。そして、このままでは所得倍増計画とは物価倍増計画の異名にほかなりません。

第三点といたしまして、本予算の内容に入りまして、政府が三本の柱と称します減税、社会保障、公共投資への資金配分の問題であります。金額で申せば、減税が六百四十七億円、社会保障費の増が六百三十六億円、公共投資の増七百七十八億円となっております。公共投資の伸びに対し、減税と社会保障の著しい後退がその特徴とされておるのであります。池田内閣は、当初社会保障費の増額を最優先とし、一千億円をこれに充てるというふれ込みでありましたが、その後、だんだんと後退を続けて、わずか六割程度となつています。もちろん、これだけの増額でありますから、部分的には社会保障前進の跡を認めないわけではありません。しかし、今回増額せられた多くの部分といふものは、独占資本のための強制貯蓄にすぎない拠出制国民年金制度発足に伴う経費とか、医療給付と関係のない保険医療単価引き上げによる増加経費が主であつて、社会保障サービスの実質的改善に寄与する部分はいさぐさ少ないのであります。憲法違反であるといふ判決されました生活保護基準の引き上げにいたしましたが、厚生省の主張した二六%引き上げは認められず、一八%にとどめられました。しかしして、

その理由は、二六%引き上げを認めることの財政負担というより、その引き上げによる失対費金の引き上げ、公共事業の賃金、民間企業の労働賃金への影響をおそれ上げられないのだと説明しているのではありません。言いかえれば、政府が独占資本の低賃金維持政策のため、生活困窮者の人権を無視してかまわないという政策なのであります。(拍手)所得倍増計画では、所得格差解消のため、低額者の所得は三倍にも四倍にもするといふ池田首相の約束は、一体どこに行つたのでありましょうか。また現在の物価騰貴の状況や独占資本拡大のための積立金制度という重大欠点を持つ拠出制年金の実施については、われわれは、この根本的改善が施されぬ以上、強制実施に強く反対するものであります。

第四点といたしまして、本予算において最も重点的に拡大された公共投資の問題であります。道路、港湾、住宅、国土保全、そのほか社会資本の充実の必要については、われわれもよく認めるところであります。一般会計の計上分、地方負担分、これに財政投融資の一部を加えれば一兆円を上回る巨額となるのであり、その施行は、一步を誤れば、賃金、物価、土地価格の騰貴をおそれる結果となり、予算の消化不能のおそれがあるのであります。われわれは、この莫大な公共投資の目的について、生産資本の効率を発揮させることが肝要と考えますが、同時に、かかる公共投資の実行により、低開発地域の生産基盤を強化し、もつて所得水準の地方格差の解消に努むべきであると考え、予算審議にあつても、本年度実施事業の具体的細目、地方的配分計画を示すことを要望しましたが、政府は何ら誠意ある答弁を行わず、政府の予算要求が具体性を欠き、単なる派閥間の予算つかみ取りによつて決定されたのではないかと疑わしめる点が多いのであります。地域格差の問題については、倍増計画では太平洋ベルト地帯計画を優先せしめるように書かれており、後進地域の開発は、計画の後期あるいは次の十年計画で考慮することになつていて、地域格差解消の誠意は何ら認めることはできないのであります。さらに農業投資についてみれば、前年度より七十三億円ばかりの増額となつていますが、政府の農業基盤強化に対する考え方は、わが国の食糧自給があたかも生産過剰に瀕しているような幻想にとらわれ、全く熱が入っていないと言ふのであります。過日、参議院の予算委員会でも並木公述人の指摘されたごとく、国民の所得水準の向上に伴い、食糧の面期的増産が必要であり、それには農地の造成と生産性の高い農家を育成することが急務と指摘されました。池田首相は、農業生産の五割増し、農家人口の半減で、農民の所得は二倍になると、簡単に言いますが、国家の農業投資を強化せずして、どこに経営規模の拡大や生産性の向上を期待し得るでありましょうか。池田首相の農業理論は、第二次産業拡大のため農村から労働力を引き抜くだけで、あとは老人と婦人が残され、日本農村の荒廃を招くものにほかならぬのであります。(拍手)

第五点として、歳入見積りもりの誤りと減税の過小であることを指摘したい。昭和三十五年度の歳入の見積りもりに際し、政府が重大なる誤りを犯したことについて、われわれは再三指摘したところであり、首相も、ついに、歳入を過大見積りすることも過小見積りすることも、ともにいけない、これからは、あと限り正直に歳入見積りもりをやるようにすると言明いたしました。しかるにかかわらず、三十五年度第二次補正以後、なお八百四、五十億円の自然増収の出ることは、もはや明白であり、この三十五年度租税収入実績を基礎とするならば、三十六年度は、現税制のもとに最小限一兆八千五百億円の収入をあげることが可能であります。従つて、前年度の当初と比較した自然増収額は、三千九百億円ばかりではなく、実に五千億億円前後となるわけであり、これに対して、今回提案されました減税はわずかに六百四十七億円で、自然増収額の一二%にしかならないのであります。毎年の

自然増収額と減税とのつり合ひは、従来の平均値によりますと、大体その三分の一ぐらゐが妥当なところとみられております。政府が税制調査会に減税案の立案を諮問したところの明年度自然増収額といふものは、せいぜい二千五百億円前後であつたでありましょう。これに対して八百数十億円の減税案を答申した審議会を責めることはできませんが、今や五千億円の自然増収となることの明らかな今日、わずか六百億円の減税でお茶を濁そうとする政府の態度は、全く不可解であります。われわれは、歳入の実情にかんがみ、もつと大幅の減税を要求する権利があると考えるのであります。今かりに、計上予算額以上に増収の確実な千二百億円が自由に使えるとして、五百億円を減税に充当し、四百億円を政府事業の値上げ回避の経費に充当し、残る三百億円を社会保障費に使用するとしてみましよう。減税の拡大により、基礎控除の引き上げと相当額の間接税の引き下げが可能であらうし、鉄道運賃の引き上げはやらずに済み、医療費の引き上げによる患者負担の増加は避けられるのであります。われわれがさきに指摘した三十六年度予算の過度の刺激性や物価騰貴の危険は、このような措置をとることにより抑制され、拡大される生産に最終消費の購買力がついていき、物価騰貴に対する対抗措置が講ぜられるのであります。

第六点として、防衛費を初め、公安調査庁費、内閣の情報調査費等、いわゆる治安費が今回もまた二百一十億円の増加で、千八百九十九億円の巨額に達していることである。防衛庁費につきましても、わが党は、自衛隊の違憲性という立場から、これを認めないのでありますが、その論議はしばらく別としまして、三十六年度防衛庁費が二百億円も膨張する合理性を疑うものであります。自衛隊の第一次整備計画は三十五年度に完了しているはずであります。しかも、これに続く第二次整備計画はまだできていないのでありますから、無計画なため拡充予算の要求というよりほかにありません。人員をとってみても、陸上自衛隊は、現在十七万人の定員に対し二万人をこえる欠員があるというのに、なお千五百人の増員を要求したり、航空機は整備されても、パイロットが間に合わず、目標に当たらない小銃、動かない戦車、弾薬や油の備蓄もない軍隊といふものが、はたして何の役に立つというのでしょうか。これは保守党の諸君にも十分御考慮を願ひ、大削減を加えて、他の有用な費途に使用すべきであると思ひます。

最後に、今回の予算編成過程について、一言政府並びに与党に厳重なる警告を発したいと存じます。それは、与党たる自民党の予算編成に対する介入が度を過ぎており、その間に、与党内

の諸派閥の争いとか、それに乗じた外部の有力な圧力団体が暗躍し、予算編成権は、はたしてどこにあるかが疑われる状態にあります。その結果が、財政法違反の措置とみられる補正予算の提出を余儀なくせしめたり、つかみ予算や、ひもつき予算となるのであります。しかも、このようなふんどり競争で一たん予算額がきまると、国会における予算審議の段階で、いかに適切な批判が行なわれ、改善の提案がなされようとも、絶対これに耳を傾けようとはされないものであります。一体、数十名の与党派閥や外部の圧力団体に、三分の一を擁する野党の合理的な修正提案にあえて耳を傾けないという態度は、はたして民主的と言えるのであります。以上をもつて反対の討論を終わります。(拍手)

○議長(松野道平君) 平島敏夫君。

〔平島敏夫君登壇、拍手〕

○平島敏夫君 私は自由民主党を代表いたしました。ただいま議題となつております昭和三十六年度一般会計予算

外二件に対して、賛成の意を表明せんとするものであります。

わが自由民主党は、昨年度、国民所得増進計画を策定し、経済の高度成長を維持することによって、将来十年間に国民所得を現在の二倍以上に増大させるといふ、意欲的な構想を発表いたしました。この政策は国民の間に非常な共鳴を呼び、その結果、昨年十一月の衆議院総選挙におきましては、わが党は国民の圧倒的な支持を得て衆議院の多数を制することができました。このことは御承知の通りであります。

昭和三十六年度は、経済のこの高度成長政策実施の第一年度に当たりますので、従つて、昭和三十六年度予算は新政策実施の初年度にふさわしい内容を盛り込んだものでなければなりません。政府提出の新年度予算の内容を検討いたしますと、まさにこの要請にこた

すが、収支は完全に均衡を保ち、積極的にしてしかも健全な財政、これが新年度予算の特色であります。

これに對しまして、昭和三十六年度予算は、税の自然増収を精一ぱいに見積り、歳出面ではこれを全部はき出しにしているから、健全とはいへない、いわゆる景気の過熱を引き起こし、輸入の激増、国際収支の悪化から、政策の転換をはからねばならない危険性があるのではないかと、私はこれは杞憂にすぎないと思ふものであります。なるほど、昭和二十八年度また昭和三十一年度にかような事態を経験いたしました。が、當時はわが国経済の体質が弱く、底が浅いのであったのであります。過去数年間の産業の合理化、近代化によつて、日本経済の体質は著しく改善され、はるかに底の深い根の固いものとなつてゐることを見のがしてはなりません。ここ数年來、日本経済は安定した成長を続け、昭和三十五年の国民一人当たりの所得は、前年度に比し実質一〇％以上の増加となると推定されております。しこうして、この趨勢は昭和三十六年度にも続いていくことが確実に予想されるのであります。

過去一兩年の実績にかんがみ、政府が発表している昭和三十六年度の経済成長率の見通し実質九・二％は、むしろ控え目の数字であつて、実際はこれを上回るものと思われ

るのであります。今回政府は、新年度予算の編成に際して、わが国経済の實力を適正に評価して、経済の突進に即応した予算の編成を行ないました。私はまずこの基本的な態度に対して賛意を表するものであります。

次に私は、予算の内容に立ち入つて、その重点とするところを検討してみたいと思ひます。予算の重点は、第一は平年度一千億円以上の減税であり、第二に社会保障の充実であり、第三に公共投資の大幅な拡充であります。

まず、減税につきましては、政府は、国税、地方税を通じて、平年度約一千四百三十億円の減税を行なうこととしたのであります。国税の初年度の減税額は、所得税六百三十億円、法人税二百八十五億円、その他通行税等十億円、計九百二十五億円の減税と相なります。所得税におきましては、妻は単なる扶養家族ではなく、夫の働きの一部は妻の貢献によるものとの見方によつて、妻の座を高めるために配偶者控除を新設し、これによつて妻も夫と同じく九万円の基礎控除を受けることとし、扶養家族の控除額を引き上げ、給付所得者について一千万円の定額控除を新設し、ことに中所得者層の所得税負担が過重である点にかんがみ、年七十万円以下の課税所得に対する税率の引き下げを行なうこととしたのであります。また、事業所得者につきま

しても、白色申告者に新たに一人七万円の専従者控除を認め、青色申告者については、これまで一律八万円であった専従者控除を改めて、二十五才以上の家族従業員は十二万円に、二十五才未満の者も九万円に引き上げております。こうした措置によりまして、家族従業員が多い農家や中小企業者の税負担は、かなり軽減されるのであります。このように見て参りますと、このたびの税制改正による減税の恩恵にあずかることの最も大きいのは、年間所得三十万円から四、五十万円の比較的低い所得者層でありまして、経済の高度成長政策の一環である所得格差の解消に関する配慮が税制の面にも現われていることを認め得るのであります。

次に、社会保障につきましては、単なる救済の対策から防貧の対策へと質的な転換が要請せられ、国民生活の底を引き上げることが社会保障の中心的課題となっております。もとより、「ゆりかごから墓場まで」という理想郷を実現するには、今後なお幾多の改善を要するでありましようが、国民生活の底を引き上げるといふ方向に政府が大きく踏み出したことは多とせねばなりません。新年度の予算においては、生活保護、社会保険、失業対策などの社会保障関係費は二千四百六十六億円が計上され、三十五年度に比べて六十三十六億円の増加となっております。その増加率は三四・七%に及び、前期

的な増額と言えましよう。まず、生活保護の面におきましては、保護基準が一八%引き上げられたほか、期末一時扶助も五百円から千三百円に増額され、住宅扶助、教育扶助、生業扶助も改善されております。保護基準引き上げのほか、生活保護を受ける者が働いて収入を得た場合に扶助費から差し引く金額を少なくし、働けばかえって損だというような状態を改善することにいたしております。医療保障の面では、結核と精神病に対する給付を改善することとし、世帯主の結核や精神病患者に対する国保の給付率現行五割を七割に引き上げたほか、重症患者で命令によって療養施設に入つた者に対しては、医療費の全額を公費負担としております。医療保障のこのような強化によつて、これまで経済的事情から家庭に放置されていた結核患者、精神病患者なども、無料で治療が受けられることとなり、そうした家庭にとつては、非常な負担の軽減と相なります。

また、母子対策といたしましては、死別母子世帯と同じ困難な条件にありながら、生別の母子世帯は手当等の保護を手えられなかった不合理を改め、生別母子世帯に対する児童扶養手当の制度を創設したことは、母子福祉制度の大きな進歩であります。失業対策においても、日雇労働者の給与手帳を一五・六%引き上げ、また、産業構造の变化により離職者を出す産業のあること

を考慮いたしまして、広域職業紹介によつて、労働者の地域間、産業間の移動を容易にし、雇用を促進するため、雇用促進事業団を創設することも特筆に値するものであります。私がここにあげました諸点は、広範な社会保障制度の一部であります。これら二、三の例示によつても知られる通り、昭和三十六年度の社会保障が従来に比して格段の飛躍を遂げることは否定できません。

昭和三十六年度予算の第三の柱は、公共投資の拡充であります。申すまでもなく公共事業は、通常の企業の採算に乗らない治山、治水、道路などの事業を、国や地方団体の財政でまかなうことによつて、経済成長の基盤をつちかゝるものであります。同時に、次々と有効需要を作り出すという点も見のがすことはできません。経済成長政策の一環として公共投資を拡充することは、きわめて適切な措置であります。

新年度予算の公共投資関係費は三千五百七十八億円で、予算総額の一七・七%に該当し、これを前年度当初予算に比較いたしますと、六百八十九億円、二五%の増加であり、しかも、昭和三十五年度には災害が少なかった関係上、災害復旧費において九十三億円が減額されておりますので、実質的には七百八十二億円の大幅な増額となつて

千二百三十二億円が公共事業に投ぜられることになっておりますので、これを加算いたしますと、昭和三十六年度の公共事業の規模は五千八百十億円の巨額に達するのであります。公共事業のうち最も重点とされているのは、道路整備事業であります。一兆円の規模をもつて昭和三十六年度から実施された道路整備五カ年計画は、その後、自動車輸送の激増と経済成長政策の要請から見ても、不十分であることが明らかとなりましたので、計画を再検討した結果、二兆一千億円の規模を持つ新五カ年計画が樹立せられました。この計画が完全に遂行せられれば、一般国道は五カ年間に、また、二級国道は次の五カ年計画と合わせて十年間に改良され、舗装もほぼ完成し、欧米諸国に比し著しく見劣りのするわが国の道路も一応恥ずかしくない程度には整備せられることとなりましよう。道路と並んで港湾の整備にも、また新たに五カ年計画が樹立され、二千五百億円の規模をもつて三十六年度から実施に移されることになり、従来の特定港湾施設特別会計を改組拡充して、全港湾事業を含む港湾整備特別会計が設けられ、一般会計からの繰り入れも所要の増額を行なうこととしております。住宅建設の分野におきましても、一般会計においては、公営住宅を一種、二種合わせて前年度より三千戸を加えて五万二千

戸分の予算を計上し、財政投融资においても、住宅公団の建設戸数を二千戸増の三万二千戸とし、住宅金融公庫の融資戸数を二万戸引き上げて十二万戸とするなど、いずれも拡充をはかり、「二世帯一住宅」の理想実現に向かつてさらに一歩を進めているのであります。公共投資に関連いたしまして、地域間の格差是正という見地から特筆すべきことは、後進地域の開発に関する公共事業について、国の負担率または補助率を引き上げることとしていたる点であります。このことは、指定地域の新設または増設される工場について特別の償却を認めるという、地方の工業開発に対する税制上の優遇措置と相俟つて、地域間の格差是正するに寄与するところ少なからざるものがあると思われまします。

以上、私は、新年度予算の三つの柱と称せられているものについて、例示的に若干の課題を検討して参りました。が、これらを通じて明らかになつた特徴は、中小所得者の福利の増進、所得格差の是正、そして一般に国民生活の向上に関する配慮がこまかく行き渡つてゐるという点であります。また、財政投融资において、厚生年金と国民年金の積立金の二五%を社会福祉部門へ還元融資することとしたのを初め、投融资総額の半分以上を住宅、上下水道、清掃事業、厚生福祉施設、文教施設、中小企業、農林漁業などに振り向

けることとしてゐるとき、また、一般会計と財政投融資を通じて、中小企業、農林漁業のための経費資金が大幅に増額されているなど、いずれも中小所得者の福利増進、国民生活の向上に關する手厚い配慮を示すものであります。経済成長政策遂行上の重要問題は格差の是正であります。昭和三十六年度予算においてこの点に關する配慮が十分なされていることを、私は心から歓迎いたすのであります。

以上、経済成長政策実施の第一年度の予算として、昭和三十六年度予算はきわめて適切妥當なものであると認めまして、一般会計予算外二件に賛意を表するものであります。

これに賛成ができないのであります。私どもの言いたいことは、国の予算規模がいかに拡大せよと、それが国民負担の限度を越えず、その指向する考え方が大産業の育成に偏重せず、低所得層の生活水準を引き上げ、国民所得の格差をなくし、社会福祉の増進を中心となされる場合には、このような積極的な予算膨張も私どもは進んで賛成することもあるものであります。しかしながら、この予算案の性格は、わが国経済の弱点たる二重構造の矛盾を解決せず、社会保障費は不完全であつて、減税もまた公約に届かず、貿易の自由化も準備が不足であります。以下、具体的に反対の理由を申し述べたいと存じます。

○議長(松野鶴平君) 松浦清一君。
〔松浦清一君登壇、拍手〕
○松浦清一君 私は、民主社会党を代表して、昭和三十六年度予算案に対して、反対の討論を行ないます。

一兆九千五百億圓という膨大な政府案の内容は、前年度に比べて、一般会計予算において約二四・六%の膨張であり、財政投融資においては二二・七%の膨張であります。これを一言で言えば、池田内閣の所得倍増計画の方針に沿ひ、大企業保護と経済拡大のために精根を尽くされた大予算であります。それにもかかわらず、私どもは

ことが減税や所得倍増計画の実現に先行して、国民生活を異常に圧迫しているものであります。

反対の第二は、国際収支の關係であります。貿易の自由化や米国のドル防衛政策がわが国の経済に悪影響を与えないと、しばしば言明されながら、一方、実はアメリカの景気後退、西歐諸国の経済の動向等の影響を受け、他方、国際的な輸出競争の激化はわが国の輸出をはばみ、本年一月、二月と引き続いて国際収支は悪化の一途をたどつてゐるのであります。このような輸出の後退に反して、所得倍増の手形は、いたずらに内需を刺激し、必要以上に消費景氣をあり立て、国民の所得と消費の均衡は破れ、やがて生産過剰、供給過剰を來たし、経済の行き先

に大きな不安を感ずるのであります。私どもはこのような政府の国際収支や経済の見通しに対して信がおけないのであります。政府はみずからの失敗を認めて、三十六年度予算や所得倍増計画の改定を行なうべきであります。

反対の第三は社会保障についてであります。三十六年度の社会保障関係予算は総額二千四百六十六億圓で、その内容は、社会保障費、生活保護費、社会福祉費、失業対策費、国民年金費など、三十五年度当初より六百三十六億圓増額されております。社会保障費の増額はまことにけつこうであります。しかし問題は、これだけふえることに

よつて、社会の下層みになつてゐる低所得層の生活がどれだけよくなるかといふことであります。この増額で潤つたのは、低所得層よりむしろ圧力団体であると思つております。たとえば保険医療費の一〇%引き上げは患者の一部負担をますます過重にする結果となり、現在の一部負担でさえも是正さるべきであるにもかかわらず、それがさらに高くなつたのでは、被保険者たる国民全体はますます困るのであります。医療費の引き上げがよし合理的であつたといつたとしても、それと同時に、被保険者が繰り返し要望してゐるべきであります。また生活扶助費についても、物価の値上がりに対応して適正額に是正すべきであるにもかかわらず、当初厚生省の要求した生活扶助基準二六%の引き上げは、大蔵省の非情な切り捨てに會つてわずかに一八%のアップにとどまり、これでは、被保険者六十万世帯、百六十万人の人たちは、物価の値上がりや一般的な生活水準の高まりの最低線に追いついていけないのであります。さらにまた、長

い間のこの人たちの悲願であつた生別母子世帯や孤兒たちに対し、新たに手当が支給されることとなり、この人たちに一点の光明を与えたことは、まことにけつこうであります。しかるに、これがわずかに予算額二億四千万圓、しかも三十七年からの実施とあつ

ては、福祉社会の建設を公言する政府の施策としては全くいただきかねるものであります。以上のごとく、一、二の点をとつてみても、予算規模の大きさに比べまして社会保障はあまりにも小さく、悪評高い拠出制国民年金制にしても、じっくり考え直して出直すべきであると思ふのであります。

第四の反対理由は、公共投資並びに公共事業予算の編成についてであります。政府は、一般会計予算の二割に近い三千五百七十九億圓、これに財政投融資からの二千二百三十三億圓を加えると、五千億圓をはるかにこえる金額をこれに充當いたしてあります。公共事業の中心は道路建設であります。政府案の特徴は、建設省の道路整備五カ年計画の一兆圓を全面的に改定して、三十六年度を初年度とする新五カ年計画で二兆一千億圓といたしてあります。国費負担の一兆四百六十一億圓のうち、揮発油税九千六百一億圓、一般財源八百六十億圓でまかなうことになつております。公共投資を揮発油税のような大衆的税格の税金にその原資を求めることは、まことに賛成がで

きぬのであります。また、先に補助金制度研究懇談会が指摘したように、一級國道の整備を固執するの余り、最も緊急度の高い工事が不当におくれているなど、予算規模のみ大きくても、その予算執行の效果についてきびしい反省のない点について、私どもはますます疑

第五は、防衛費の關係についてであります。この予算の總額は總予算の一割に近い一千七百七十七億圓にふくらんでおりますが、本年年度の予算も昨年度と同様に膨大な國庫債務負担行為や継続費が計上され、その額は三百億圓以上にも達しておるのであります。このことは、三十七年度の防衛費が自然に三百億圓以上増額することを意味し、防衛力増強は来年度もまた必至の情勢にあります。立國の基本を、軍隊を増強して適時臨戦体制を整備するに置くか、または、社会保障制度の充実を一点の目標として平和な福祉國家の建設に置くかは、もはや議論の余地はないのであります。力の均衡の上に平和を求めようとする論者は、原爆の洗礼という世界に比類のない日本の惨禍を忘れ、またしても軍備の拡充に狂奔しているのであります。私どもが過去の歴史を振り返ってよく考えなければならぬことは、明治の初年、日本に

第六に、農政国会といわれるこの国会における農林関係予算についてであります。政府は、農林行政に力点を置いた予算だと称し、前年度に比べて四一%もふやしたと説明されておりますが、政府の総予算の伸びが前年比二四%増であるので、農業政策はいかにも充実したように見えるかもしれません。しかし、よくこの予算を分析してみると、その伸びた大部分は食糧管理特別会計への繰り入れ三百九十億円であります。言うまでもなく、食糧管理特別会計の赤字は政府の食糧行政の不手ざわの結果であつて、純粋な意味での農林関係予算とは言えないのであります。これを除くと、農林予算の伸びは、政府総予算の伸びに比べて二%も低く、農林予算はむしろ後退したと言ふべきであります。また、その内容は、農業経営近代化資金三十三億円、麦作対策四十億円、畜産物価格安定事業団に要する費用五億円、大豆のA.A制に伴う国産大豆保護対策費三十億円という内容でありますが、農業経営近代化資金はともかくとして、麦対策、畜

私ども民社党が、明年度予算をいかに編成すべきかについては、すでに衆議院段階において党の組みかえ動議に

以上をもつて私の反対討論にかえ
す。(拍手)

〔森八三二君登壇、拍手〕

まず、その第一点は、予算規模の大きさの問題であります。三十六年度一般会計予算の規模は一兆九千五百二十七億円であります。さらに、昭和三十五年年度予算補正第一号の公立中学校の校舎整備費四十億円、並びに同予算補正第二号の一般会計から産業投資特別会計へ繰り入れました三百五十億円は、実質上三十六年度予算のうちに包

しかも本年度予算には多くの景気刺激的要因を包蔵しております。よって政府は、三十六年度予算の執行にあたりましては、特に本年下半期における財政の運営にあたり、景気の過熱を避けるため、極力弾力的な運用を行なう心がまえが厳に必要であると思ひます。

第二点は、最近における諸物価騰貴の趨勢に關してであります。この二十九月に日本銀行が発表したところによりますると、三月中旬の卸売物価指數は、本年初頭に比べて二%と大幅に上昇いたしており、三十三年十月の底値に比へますれば実に七・九%の値上がりととなつております。また、同時に發表されました小売物価指數は一〇・八・五でありまして、前月のそれに比べて実に一・二%上昇しております。これに對し政府が繰返し表明された見解は、これらの値上がりは主として季節的要因に基づくものであるから心配はないということでございます。また先般は、これが対策として、自今、公共料金の値上げを停止する措置がとられております。しかしながら消費者物価の値上がりは、こういう手段だけでは

容易に抑制し得るものではありません。これらは一連の心理的なブームを形成して、次第に物価全般に漸騰の勢いを醸成するものであります。しかも、なされなければならぬことではあります。公労協の仲裁裁定が実施されますれば、それに引き続いて一般公務員のベース・アップが必至となりまして、さらにまた民間給与の賃上げがこれを追っていくであります。勢いコスト・インフレを招来する危険はまことに明らかであります。政府は、昭和三十六年度予算の執行にあたり、物価の値上がり抑制について万全の対策を用意されんことを、この際、強く要望しておきたいと存じます。

第三点は、国民負担の軽減についてであります。政府は、三十五年度の自然増収を当初二千八百億円と見込んで、一千億の減税を実施すると称しておりましたが、結局、所得税において六百三十億円、法人税において二百八十五億円、これに通行税等の十億円を加えて、計九百二十五億円の減税ということになりました。しかし、一方において、揮発油税、関税等の引き上げが行なわれ、それによる増税二百七十七億円を差し引きますと、実質的な減税はわずかに六百四十八億円にとどまっております。しかもその後自然増収は四千億円に達しております。あれこれを勘案いたしますと、三十六年度における減税は、まことに低きに失

すると言わなければなりません。すでに税制調査会は、国民負担は国民所得の二〇％以内にとどむべきであると答申をいたしております。これに対し、三十六年度の国民の税負担は二〇・七％でございまして、政府としては、さらに一そう国民負担の軽減について格段の努力を払うべきであらうと思ひます。

第四点は、米国のドル防衛強化のわが国経済に及ぼす影響であります。最近これを軽視する傾向がかなり顕著に現れております。しかしながら、これを軽視して安易な財政運営をとることは、まことに危険であると言わねばなりません。政府は、三十六年度予算の執行にあたっては、海外経済の動向と国民経済の情勢とを慎重に比較検討しつつ、弾力性ある運用に遺憾なきを期さなければならぬと存じます。

第五点として、三十七年度以降の予算編成についてであります。本年の度予算が予想外に膨張いたしましたその結果、三十七年度以降の予算編成はきわめて困難であります。同時にまた、これを縮小いたしますことは、もはやほとんど不可能であると言わなければなりません。最近、政府と野党の一部には公債発行論が行なわれておりますが、これはまことに安易な考え方であります。政府は、将来の財政運営に關し、さらに慎重な考慮と真剣

な努力を払わなければならないと思ひます。

最後に、第六点として、私は再三この本会議場において政府に御注意を申し上げましたごとく、予算編成の過程に見られる乱脈は、まことに目に余るものがございます。ここにわざわざ憲法第七十三条を引用するまでもなく、予算編成権の内閣に属しますことは明らかであります。しかるに、最近の事例は、しばしばこれがあたかも実質的には与党が編成しているがごとき観を呈し、しかもその間に、選挙との関連もあつてか、多くの圧力団体の暗躍跳梁が行なわれますことは、まことに遺憾の限りでございます。政党政治下とはいへ、政府は、今後内閣の予算編成権の確保並びに予算編成の公正に關し、格段の努力を払わねばならぬものと考えます。同時にまた、予算の執行にあたり、従来しばしば不正不当の乱用が摘発されましたが、会計検査院の検査報告によりますれば、被摘発件数の次第に遞減して参つておりますことは幸いでございますが、しかしながら、なおいまだこれが跡を断たぬことは、まことに遺憾しく申さねばなりません。三十六年度予算の執行にあたりましては、政府はさらに一そう峻厳なる戒心が必要であると思ひます。

原案に賛成いたすものであります。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 岩間正男君。

〔岩間正男君登壇、拍手〕

○岩間正男君 私は、日本共産党を代表して、昭和三十六年度予算案三件に對して反対するものであります。

今や、われわれは、一兆九千五百二十七億円の予算案の区々たる細目と金額が問題であるではありません。私がまづ先に指摘したいことは、本予算案は、すでにその編成の過程において、そして参議院において成立せしめられようとするそのときに、予算案のよつてもつて立つ基礎そのものが大きく動揺し始めているという事実であります。池田内閣のいわゆる新政策の最大眼目は、アメリカ帝国主義との結託を深め、新安保条約を実現せんとするものであることは、天下周知のことです。しかしながら、その新安保条約が対象としている地域全体にわたつて深刻な変化が生じており、事態はまさにアメリカ帝国主義と池田内閣の思惑とは全く反対の方向に發展しているものであります。南朝鮮では、今やアメリカ帝国主義のくびきを脱して、南北の平和的統一をみずから手でたかいた取ろうとする朝鮮人民の偉大な闘争は、燎原の火のごとく燃え盛つており、かいらい張勉内閣はまさに危殆に瀕し、これにてこ入れしようとする

池田内閣と日本独占資本は、みごとなる平手打ちを食らつたのであります。

ラオスにおける事態の發展は、世界の平和愛好諸国民に支持され、ジュネーブ協定の原則を実施しようとするラオス人民の闘争によつて、アメリカ帝国主義の干渉は次々に失敗し、今やケネディ大統領の声明とSEATO理事会の決議も、いたずらに空虚なる響きを伝えるのみであります。この事態を見抜かず、ラオスに武器弾薬を送り込み、日本をアメリカの軍事基地として許した池田内閣は、日本国民を危険にさらしているだけでなく、アジア諸国民からの新たな不信と憎惡を買つたのであります。南ベトナムにおいてもまたしかりであります。世界と極東におけるこのような事態の急速な發展の中で、中国問題もまた、アメリカ帝国主義と池田内閣の二つの中国への陰謀を越えて、正しい解決に向かって日増しに進んでいるのであります。かくして、極東におけるアメリカの従軍基地諸国の人民は、今やアメリカ帝国主義と池田内閣に対する共同のたたかいに立ち上がつており、この力は池田内閣の本予算作成の基礎たる施政の根本方針の実現をはばみ、これに大きな打撃を与えたのであります。

翻つて国内を見れば、池田内閣が所得増進計画などと称し、社会保障、減税、公共投資を予算の三大支柱として、日本の經濟の發展と国民生活の向

上をはかるなどと国民をだましにかかつてはみたものの、その思惑はみごとにはずれたのであります。減税、社会保障といつても、それは全くの見せかけだけのもので、実際は、物価の値上げとか、合理化による首切りとか、労働の強化、六割農政等で、国民の負担はかえって増大し、結局は独占資本のための資本蓄積、軍事産業の拡大とか、アメリカのドル危機の肩がわりという事で、海外への経済進出の爪をみがくためのものであることを、すでに国民は見破っているものであります。安保をたかかって自覚と確信を深めたわが国民が、このような池田内閣の意図にやすやすと乗ぜられるわけはないのであります。それだからこそ、最近行なわれた朝日新聞の世論調査でさえ、池田株の急速な下落の一端を如実に示したのであります。

池田内閣は、本予算案において、警察、公安調査庁、内閣調査室等、弾圧機関の予算を軒並みに増加させ、右翼テロの取り締まりに名をかりて、破防法の改悪をも計画しているものであります。加えて、自衛隊のおそろべき治安行動計画をひそかに実施しようとしているだけではなく、さらにまた、ILO条約批准に藉口して国内法の改悪と行政措置を強化することをもたくらんでいるのであります。これは今回の春闘における大嵐処分によってその正体を暴露しているところであります。池

田内閣が、いわゆる低姿勢の衣の陰から、このようなこわもての弾圧政策の強化に乗り出そうとしているのも、日とともに不利になる内外の情勢の発展に対する動揺とあせりの現われにほかならないのであります。このような弾圧政策をいかに強化しようとも、今や国民の闘争とその力をいささかも弱め得るものではありません。日本の人民は、アジア諸国の人民と固く手を結んで、アメリカ帝国主義と日本独占資本、池田内閣の政策とその支配の基礎そのものを粉砕するであります。

わが日本共産党は、本予算案に絶対反対するとともに、この人民のたてかきの先頭に立つことを、あらためてここに強調するものであります。

これで私の予算案反対討論を終わります。

○議長(松野鶴平君) これにて討論の通告者の発言は全部終了いたしました。討論は終局したものと認めます。

これより採決をいたします。

三案全部を問題に供します。表決は記名投票をもって行ないます。三案に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票をお願いします。

議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行ないます。

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

〔投票執行〕

○議長(松野鶴平君) 投票漏れはございませんか。――投票漏れないと認めます。投票箱閉鎖。

〔投票箱閉鎖〕

○議長(松野鶴平君) これより開票いたします。投票を参事に計算させます。議場の閉鎖を命じます。

〔参事投票を計算〕

○議長(松野鶴平君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百五票

白色票 二百二十七票

青色票 七十八票

〔拍手〕

賛成者(白色票)氏名 百二十七名

石田 次男君	村山 道雄君	谷口 康吉君	森 八三三君	柏原 ヤス君	小平 芳平君	田中 清一君	櫻井 志郎君	加賀山之雄君	稲浦 鹿蔵君	大泉 寛三君	大竹平八郎君	白木義一郎君	鈴木 恭一君	白井 勇君	佐藤 芳男君	吉江 勝保君	常岡 一郎君	三木與吉郎君	苦米地英俊君	田中 啓一君	山本 米治君	佐藤 尚武君	天坊 裕彦君	近藤 鶴代君	村松 久義君	堀 末治君	藤野 繁雄君
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------

反対者(青色票)氏名 七十八名

竹中 恒夫君	市川 房枝君	大森 創造君	野上 元君	豊瀬 慎一君	千葉千代世君	山本伊三郎君	武内 五郎君	小柳 勇君	鶴岡 哲夫君	横川 正市君	鈴木 強君	坂本 昭君	阿部 竹松君	中村 順造君	松永 忠二君	占部 秀男君	森 元治郎君	鈴木 壽君	大河原 次君	伊藤 顯道君	藤田 進君	亀田 得治君	加瀬 完君	阿具根 登君	大和 与一君	大倉 精一君	小笠原三男君
--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	--------	--------

○議長(松野鶴平君) 次会の議事日程
は、決定次第、公報をもって御通知い
たします。

本日はこれにて散会いたします。
午前七時四十四分散会

出席者は左の通り。

議長 松野 鶴平君

副議長 平井 太郎君

議員

石田 次男君 村山 道雄君

谷口 慶吉君 森 八三三君

柏原 ヤス君 小平 芳平君

田中 清一君 櫻井 志郎君

加賀山之雄君 稲浦 鹿蔵君

大泉 寛三君 大竹平八郎君

白木義一郎君 鈴木 恭一君

白井 勇君 佐藤 芳男君

吉江 勝保君 常岡 一郎君

竹中 恒夫君 三木與吉郎君

苦米地英俊君 田中 啓一君

山本 米治君 佐藤 尚武君

天坊 裕彦君 市川 房枝君

近藤 鶴代君 村松 久義君

堀 末治君 藤野 繁雄君

辻 政信君 北條 尚八君

笹森 順造君 黒川 武雄君

泉山 三六君 野上 進君

山本 杉君 谷村 貞治君

天竺 良吉君 米田 正文君

島島徳次郎君 金丸 富夫君

川上 為治君 徳永 正利君

手島 栄君 大谷藤之助君

鍋島 直昭君 石谷 憲男君

増原 恵吉君 山本 利壽君

佐野 廣君 後藤 義隆君

中野 文門君 前田佳郎男君

最上 英子君 上原 正吉君

岩沢 忠恭君 岡崎 真一君

武藤 常介君 小柳 牧衛君

宮澤 喜一君 谷口弥三郎君

杉浦 武雄君 新谷寅三郎君

紅露 みつ君 木内 四郎君

石原幹市郎君 斎藤 昇君

吉武 恵市君 下條 康麿君

林屋亀次郎君 寺尾 豊君

野村吉三郎君 大野木秀次郎君

田中 茂穂君 柴田 栄君

西田 信一君 林田 正治君

木島 義夫君 鹿島 俊雄君

植垣弥一郎君 赤岡 文三君

青田源太郎君 安部 清美君

堀本 宜実君 松村 秀逸君

松野 孝一君 井川 伊平君

堀見 俊二君 上林 忠次君

梶原 茂嘉君 高橋 衛君

高野 一夫君 前田 久吉君

河野 謙三君 横山 フク君

平島 敏夫君 館 哲二君

松平 勇雄君 大谷 賛雄君

青柳 秀夫君 井上 清一君

加藤 武徳君 高橋進太郎君

小沢久太郎君 古池 信三君

秋山俊一郎君 安井 謙君

太春武太夫君 迫水 久常君

重宗 雄三君 堀木 謙三君

那 祐一君 一松 定吉君

青木 一男君 木村篤太郎君

津島 壽一君 野田 俊作君

大森 創造君 野上 元君

豊瀬 禎一君 千葉千代世君

山本伊三郎君 武内 五郎君

小柳 勇君 鶴岡 哲夫君

横川 正市君 鈴木 強君

坂本 昭君 阿部 竹松君

中村 順造君 大川 光三君

岡村文四郎君 松永 忠二君

占部 秀男君 森 元治郎君

鈴木 壽君 大河原一次君

伊藤 顕道君 鯛木 亨弘君

藤田 進君 亀田 得治君

加瀬 完君 阿具根 登君

大和 与一君 大君 精一君

西川甚五郎君 下村 定君

小笠原三三男君 中田 吉雄君

荒太正三郎君 小酒井義男君

高田なほ子君 光村 甚助君

湯澤三千男君 井野 碩哉君

植竹 春彦君 加藤シヅエ君

清澤 俊英君 千葉 信君

小林 孝平君 松澤 兼人君

岩間 正男君 須藤 五郎君

米田 勲君 大矢 正君

森中 守義君 北村 暢君

永末 英一君 基 政七君

安田 敏雄君 藤田藤太郎君

田上 松衛君 木下 友敬君

平林 剛君 秋山 長造君

久保 等君 永岡 光治君

片岡 文重君 相馬 助治君

向井 長年君 戸叶 武君

椿 繁夫君 矢嶋 三義君

天田 勝正君 松浦 清一君

岡 三郎君 佐多 忠隆君

田中 一君 重盛 壽治君

藤原 道子君 村尾 重雄君

中村 正雄君 曾根 益君

近藤 信一君 羽生 三七君

内村 清次君 江田 三郎君

野溝 勝君 松本治一郎君

山田 節男君 赤松 常子君

棚橋 小虎君

國務大臣

内閣総理大臣 池田 勇人君

法務大臣 植木庚子郎君

外務大臣 小坂善太郎君

大蔵大臣 水田三喜男君

文部大臣 荒木萬壽夫君

厚生大臣 古井 喜實君

農林大臣 周東 英雄君

通商産業大臣 椎名悦三郎君

運輸大臣 太春武太夫君

郵政大臣 小金 義照君

労働大臣 石田 博英君

建設大臣 中村 梅吉君

自治大臣 安井 謙君

國務大臣 池田正之輔君

國務大臣 小澤佐重喜君

國務大臣 迫水 久常君

國務大臣 西村 直己君

政府委員

内閣官房長官 大平 正芳君

総理府総務長官 藤枝 泉介君

正施設に勤務しようとする医学専攻者に修学資金を貸与する制度を設けて、医師たる矯正施設の職員の充実に計らうとするものであつて、妥当な措置と認める。

二、費用

本法の施行に要する費用は、二百八十八万円であつて、矯正医官修学資金貸与金に必要な経費として、昭和三十六年度予算に計上されている。

審査報告書

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年三月二十八日

社会労働 吉武 恵市
委員長

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、本制度の適用事業主の範囲の拡大、給付の改善、掛金納付月数通算の緩和及び従来事業主団体等における自主的な共同退職金積立事業について所要の引継措置を講じて未加入事業主の加入を容易ならしむ等妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

二、費用

本法律案施行のため、昭和三十六年度において十万円を要する。

附帯決議

政府は、本改正法の実施に当り、次の対策を強力に進めることを要望する。

一、本法の運用については法の精神にのっとり特に小規模企業に重点をおくこと。

二、法第十四条の企業間の通算の場合における「自己の都合による退職」の取扱については、できるだけ労働者の利益を尊重し、苛酷にわたらざるよう運用すること。

三、中小企業退職金共済事業団の業務委託金融機関には、労働金庫をも含めるよう善処すること。

審査報告書

医療金融公庫法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年三月二十八日

社会労働 吉武 恵市
委員長

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、医療金融公庫に対する資金需要をみたすため、その資本金を増加しようとするもので妥当な措置と認める。

二、費用

本法律案施行のため、昭和三十六年度において二十億円を要する。

〔放送法第三十七条第二号の規定に基づき、国会の承認を求めるの件審査報告は都合により第二十一号末尾に掲載〕

昭和三十六年四月一日 参議院會議録第十八号

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部 十五円
(但し良質紙は二十円)
(配送料別)
発行所 東京都新宿区市谷本村町一五
大蔵省印刷局
電話九段四三二一(電報掛)